



□ 今月号の目次と要旨

1. 廃棄食品の不法転売について考える: 前号の速報から1ヶ月、この事件の捜査が進み、多くの報道がなされた。それらを俯瞰し、排出、処理、行政の三者それぞれが考えるべき課題を整理した。
 - ◆排出事業者:リサイクル処理では、再生製品の価格低迷が不適正処理の温床になる等の課題がある。これを理解した上で委託先評価を行い、現地確認でのチェックに取り入れる
 - ◆処理事業者:日常的に生じやすい「ずる」の気持ちを心のうちに押し込め、誘惑の瞬間に思いとどまる手段;例えば、不正を行わないことへの制約、署名、監視等を講じる
 - ◆行政(自治体):形式的な立入検査等行政監査から脱する意識改革と新たな監査の視点の養成
2. 行政処分の指針と処分実態(その2)保管基準、マニフェスト違反:多数にのぼる2つの違反事案の具体的な傾向を見た上で、排出事業者の現地確認へのポイントを挙げる。保管基準に関しては、表面的に流すように現地確認するのではなく、保管基準の各規定、基準に則り具体的に細かくチェックする。マニフェスト違反では虚偽記載が多い。返送票から読み解くのは難しいので、現地確認ではマニフェストの管理状況(記載方針が説明できるか等)から聞き取り、確認する必要がある。

1. 廃棄食品の不法転売について考える

木川 仁

前号(Vol.101, 2016年1月号)を発行する直前に(株)壺番屋から「産業廃棄物処理業者による当社製品(ビーフカツ)不正転売のお知らせ」がリリースされ、初期段階ながら本事案にコメントさせて頂いた。その後、多くの報道機関で本事件が取り上げられ、その全容が明らかになって来た。こうした報道を俯瞰的に見てみた時、排出事業者、処理事業者、行政の三者が日頃から考えておくべき「ポイントになる課題」があるように思われた。以下、こうした課題とその解決方法について、それぞれの立場から解説したい。

(1) 排出事業者

今般の事件の発端になった壺番屋に対して、愛知県知事が「壺番屋は被害者だが、日本を代表するカレーチェーンで社会的な責任は重い。なぜこんなことになったのか、壺番屋も検証し、再発防止策を講じて欲しい」と語ったが、この発言は批判を浴びることになった。日頃、企業に厳しい視線を向ける社会からも「本当の悪者は、転売した処理業者とその仲間であって、壺番屋は被害者」との意見が多い。こうした声は、ある意味、存在価値があるように思えるが、廃棄物処理法の視点から考えると愛知県知事の発言の方が的を射ていると考えられる。壺番屋は、即刻、こうした廃棄食品の転売防止策(包材から取り出して堆肥の原料に混ぜる、そのまま廃棄する場合は排出から処理までに社員が立ち会って確認する、等)を発表したが、この施策は、廃棄食品が抱える本質的な課題への解決と言えるのだろうか。

廃棄食品は、廃棄物処理法その他、食品リサイクル法による規制も受けている。つまり、排出事業者は、

業種ごとに定められた「再生利用実施率」の目標値を意識せざるを得ない。こうした再生利用手段として最も使われる方法は「堆肥化」であるが、この方法は、設備投資が少ないため、多くの処理業者に普及している一方、次のような根本的な問題点が解決されずに存在している。

- ① 堆肥化を熟知した業者の製品品質は高いが、こうした処理業者は多くない。
- ② 堆肥需要は季節性が高く、処理業者にはストック費用が嵩む。
- ③ ①と②から、販売価格が廉価で低迷しているため、質的レベルの高い業者以外は儲けが少ない。その結果、不適正処理の温床になる。

今般の事件は、壺番屋がこうした課題に目をつむって委託したこと、その発端があるように思えて来る。

そこで、排出事業者は、こうした課題を理解した上で「委託先評価を行う」と共に「現地確認を実施する」姿勢が求められよう。行政処分の指針(通知)にも書かれているが、処理費が安い処理方法には、何か問題があると考えた方が良好だろう。食品リサイクル手段としては、施設・設備費が嵩むため処理費が高価になるが、堆肥化より適正処理の確度が向上した「メタン発酵」や「脱水乾燥式飼料化」等の方法が知られている。さらに必要な場合は、収集から処理までのトレーサビリティを考慮しても良好だろう。

排出事業者責任を履行することは、法や条例で定められた文書管理や現地確認を確実に行うだけでは不足であることを本事案は示している。今般の事案は、廃棄食品の処理に関する分野だが、排出事業者は、どんな物でも廃棄物処理を委託している処理手

段に潜む課題を日常から考えておくと同時に、その対応策を考えておくことが必要であろう。

(2)処理事業者

今般の処理事業者（D社）のような経営者は、稀有な存在と言っても過言ではない。ただ、D社だけでなく誰にでも心の奥には「嘘とごまかし」を行って、不正から利益を得たい誘惑に駆られることがあるだろう。普通の人は、自制心が働きこうした誘惑を実行することはないが、この経営者のように表面に出してしまった人も中には存在する。

廃棄物処理法とその関連法令は、多くの規制を処理事業者に求めている。こうした環境下で事業を行う処理事業者は、「ずる」の気持ちを心の内に押し込めて、誘惑の瞬間に道徳心を呼び起こす手段を実践する必要がある。その手段とは、不正を行わないことへの誓約・署名であり、監視であろう。最近、処理工程を監視カメラで撮影してリアルタイムで配信する処理事業者がいるが、良い方法ではないだろうか。また、排出事業者に対して、不正をしない誓約書を提出することも効果があると思われる。

兎にも角にも、処理事業者として「嘘とごまかし」をなくすため、何らかの行動を起こすことは、顧客や行政からの信頼を得るためにも必要不可欠ではないだろうか。

(3)行政（自治体）

自治体は、業許可取消の権限を持って立入検査を行っている。D社には愛知県に1ヶ所のみ許可施設があっただけで、岐阜県と三重県に無許可保管場所が5ヶ所もあったようだ。また、愛知県の立入検査では、廃棄食品の不正転売は全く認識されていなかった。つまり、こうした不正は普通の（形式的な）行政監査では発覚しない、と言うことを意味しているように思えて来る。今般、多くの自治体が、食品廃棄物関連施設に立入検査を行ったが、全ての自治体で不正は見つからなかった、と報道されている。

今般の事件は、行政監査の大きな課題も明らかにしたのではないだろうか。今まで通りの行政を継続しては、D社のような処理事業者の思う壺になってしまう。排出事業者と処理事業者に法令遵守や業務改革を求めるだけが行政の仕事ではない。行政自身の意識変革も行いながら、適正処理の推進に精励して頂きたい。

（以上）

2. 行政処分の指針と処分実態 その2

保管基準、マニフェストの違反

小西 道子

今月号では、標題その2として、「保管基準」及び「マニフェスト」のそれぞれの違反に係る行政処分実態を見ていくこととしたい。これら違反は、各年で同様の違反事例が絶えず、違反傾向が見えてくる。この違反傾向を理解することにより、排出事業者が産廃処理事業者を現地確認する際にチェックすべき重要なポイントが整理できる。

行政処分の指針に加え、どのような違反に対し、どの程度のペナルティー（許可取消や停止処分）とするのか示した基準が、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3等に係る法定受託事務に関する処理基準について（通知）」（環産産発第110310002号 平成25年3月15日）で明確化されている。この基準によると、「保管基準」に係る違反の場合は、直罰規定はなく、先ず改善命令が出され、この改善命令に従わない場合、許可取消しとなる。「マニフェスト」に係る違反の場合は、「虚偽管理票交付」が停止90日であり、その他のマニフェスト違反は停止30日となっている。

行政処分事例の件数（平成24年～26年）を先ずは見ていくと、保管基準違反に係る行政処分件数（合計101件、平成24年：37件、平成25年：40件、平成26年：24件）の方が、マニフェスト違反に係るもの（計26件、平成24年：8件、平成25年：10件、平成26年：8件）に比べて多くなっている。この件数の傾向からしても、現地確認の確認項目としては、保管基準の順守が必須であると言える。

実際にどのような保管基準違反で行政処分を受けているのか、以下に違反内容の傾向を示す。

- ✓ 保管の表示が掲示されていない
- ✓ 周囲に囲いが無い
- ✓ 保管上限を超えている
- ✓ 高さ制限を超えている
- ✓ 業許可申請書記載の保管場所と異なった場所に保管している
- ✓ 積替保管の許可がないにもかかわらず、積替保管をしている
- ✓ 飛散や流出がある

これらは基本的な保管基準のルールであるのに、順守されていない状況が窺える。また、ありがちな

違反でありながらも行政処分というペナルティーを受けてしまうリスクも見えてきた。保管状況は、現地に赴かなければ確認できない内容であり、現地確認の際には、表面的に流すように確認するのではなく、保管基準の規定に則って細かくきちんと確認することが重要と言える。

次にマニフェストに係る行政処分事例について、以下に違反内容の傾向を示す。虚偽記載が主なものとなっている。

- ✓ 収集運搬や中間処理が終了していないにもかかわらず、終了した旨を記載していた
- ✓ マニフェスト記載の中間処理施設と異なる施設にて実際は処理していた
- ✓ マニフェストには積替保管なしとしながらも、実際は積替保管していた

虚偽記載かどうか返送されてきたマニフェストから読み解くのは難しいが、産廃処理業者のマニフェストの日頃の管理状況（マニフェスト記載の方針、考え方が説明できるか、受託廃棄物の最終処分が終了するまでの処理フローが整理されているか）により、虚偽記載が起りやすい状況（管理を行っているような状況）かどうか把握することができるので、現地確認の際には、マニフェストの管理状況が重要なチェックポイントとなる。

また、平成22年度の廃棄物処理法改正から「処理業者はマニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引き渡しを受けてはならないこととする。」という規定が追加され、この規定の違反に係る行政処分が既に出ている（平成23年以降現時点までで合計5件）。産廃の受渡し時に、後でマニフェストを渡してくれば大丈夫という認識の産廃処理業者がいたら、認識不足だと注意した方が良い。

このように、違反傾向を理解することで、どのような状況（法順守及び管理状況）の産廃処理業者が行政処分を受けるリスクが高い、要注意業者かポイントをつかむことができる。

（以上）

㈱日本廃棄物管理機構

〒220-8131
横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー31階
Tel. 045-663-6697 Fax. 045-663-4586
E-mail: info@jaao.co.jp